

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等

### 重点措置の適用に係る対応について（令和3年8月18日更新）

島田市は、令和3年8月18日から新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置適用地区に指定されました。それに伴い、野外活動センター山の家貸館利用（宿泊以外の利用）において、使用時間を短縮します。期間中御利用予定の皆様には御迷惑をおかけしますが、感染防止対策に御理解と御協力をお願いいたします。

なお、使用時間短縮による利用料の減額等はありませんので、あらかじめ御了承ください。

- ・使用できる時間：午後8時までに短縮
  - ・時間短縮を実施する期間：令和3年8月18日（水）～8月31日（火）
- ※宿泊で利用される方については、変更ありません。

令和3年8月18日

島田市野外活動センター山の家

指定管理者 NPO法人 いこいのひろば

理事長 山本隆行